

第 1 条（目的） この規約は、EGAO 農園の利用に関する基本的な事項を定め、利用者が安心して農園を利用できるようにすることを目的とします。

第 2 条（利用資格） EGAO 農園の利用資格は、以下の条件を満たす者としします。

1. 岡崎市、安城市、西尾市、蒲郡市など近隣地域在住者
2. 農園利用の申請を行い、承認を受けた者

第 3 条（利用期間） 利用期間は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとします。※1 年ごとの更新可

第 4 条（利用料） 利用料は年間 3 0 平米区画 15000 円、もしくは 4 0 平米 16,000 円。支払いはお申込みから 10 日以内にすることとする。一度受理した利用料の返金はありません。

第 5 条（利用者の責任） 利用者は、以下の責任を負います。

1. 農園の管理・維持
2. 他の利用者との協力
3. 農園内の清掃・整理整頓

第 6 条（禁止事項） 以下の行為を禁止します。

1. ゴミの放置、野焼きする行為
2. 果樹等の樹木の栽培
3. 第三者への貸し出し
4. 持ち込んだ農機具、資材などを置いたままにする行為
5. 貸農園内の土の持ち出し
6. 近隣や他の利用者の邪魔、迷惑となる行為

（例）道具を通路に置く。大きな音をたてる（ラジオ、音楽）。多量の散水。 大人数での立ち入り作業。
無許可での他利用者の区画への立ち入り。

7. 駐車場に車を放置する行為
8. 利用の許可を受けた区画以外の植物の伐採、採取。
9. 各項にあげるもののほか、貸農園の運営目的に反すること。

第 7 条（罰則） 禁止事項に違反した場合、利用資格の取り消しを行うことがあります。

第 8 条（その他） その他の事項については、農園管理者の指示に従うものとします。

令和 6 年 3 月 19 日

株式会社 EGAO GROUP EGAO 農園管理者
〒444-8691 愛知県岡崎市羽根町字若宮 30 番地
問合せ先 0120-511-533(暮らしの学校岡崎校)